

## Ⅱ 輸出入申告官署の自由化 <2>

平成27年8月5日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社





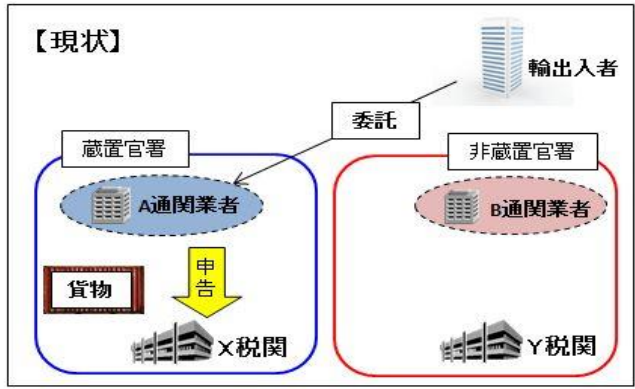
# 1. 輸出入申告官署の自由化の概要【第17回WG提示済】

輸出入申告官署の自由化については、

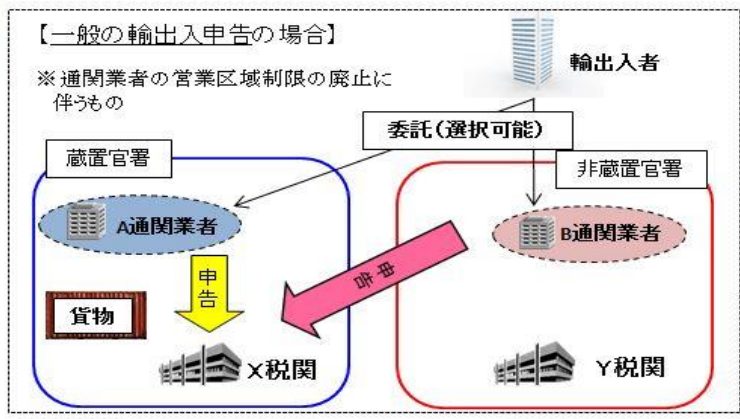
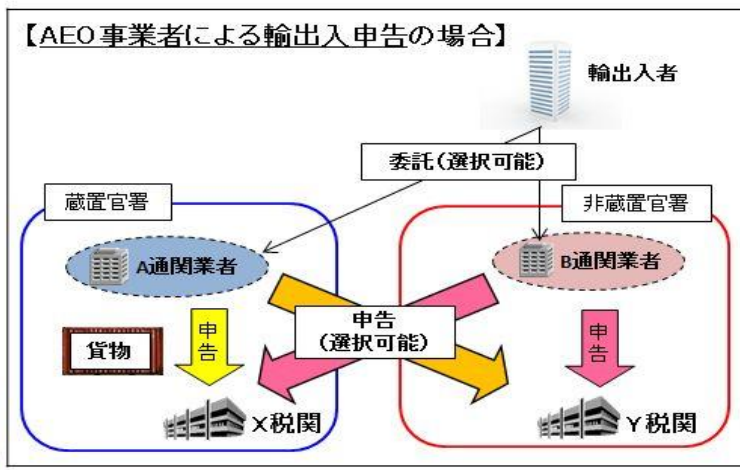
- 適正通関及び業務処理の効率性の確保の観点から蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持する
- AEO輸出者に係る輸出申告及びAEO輸入者に係る輸入申告並びにAEO通関業者が取り扱う輸出入申告については、特例的に非蔵置官署に対して行うことを可能とする
- 通関業の営業区域制限を廃止する

ことを基本的方向性とし、平成29年度までの実施に向けて、具体的な検討を行う。

【関税・外国為替等審議会答申（平成26年12月30日）】



自由化



## 2. システムにおける輸出入申告官署の自由化の対応について【第17回WG提示済】

現行

貨物の蔵置官署と異なる税関官署への輸出入申告は原則不可（※1）。

（例：東京税関本関（1A）管轄の蔵置場（1AWWW）に蔵置している貨物について大阪税関本関（4A）に申告することはできない。）

あて先官署	4A	あ
輸入者		
電話		
蔵置場所*	1AWWW	

あて先官署欄に蔵置場所を管轄する税関官署コードと異なるコードを入力

業務実施

エラー

大阪税関本関（4A）への申告不可

※1 特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告については、蔵置官署と積込港官署のいずれかに対して可能。  
また、AEO通関業者に係る申告官署の選択制による例外もあり。

例：輸入申告事項登録（IDA）画面

次期

AEO事業者に係る輸出入申告（※2）については、非蔵置官署へ申告することができる。

（例：AEO事業者に係る輸出入申告であれば、東京税関本関（1A）管轄の蔵置場に蔵置している貨物について大阪税関本関（4A）に申告できるようにする。）

あて先官署	4A	あ
輸入者		
電話		
蔵置場所*	1AWWW	

あて先官署欄に蔵置場所を管轄する税関官署コードと異なるコードを入力。入力しない場合の官署コードの自動補完機能は残す（海空識別の整理については今後検討する。）。

業務実施

AEO事業者に係る輸出入申告であるか

YES

正常終了

大阪税関本関（4A）への申告が可能

NO

エラー

大阪税関本関（4A）への申告不可

例：輸入申告事項登録（IDA）画面

※2 AEO事業者に係る輸出入申告の条件…次のいずれかに該当すること

輸出の場合	① 輸出者が特定輸出者または特定製造貨物輸出者である。
	② 認定通関業者による輸出申告である。
輸入の場合	① 輸入者が特例輸入者である。
	② 認定通関業者による輸入申告である。

### 3. 新たに追加される入出力項目について【第17回WG提示済】

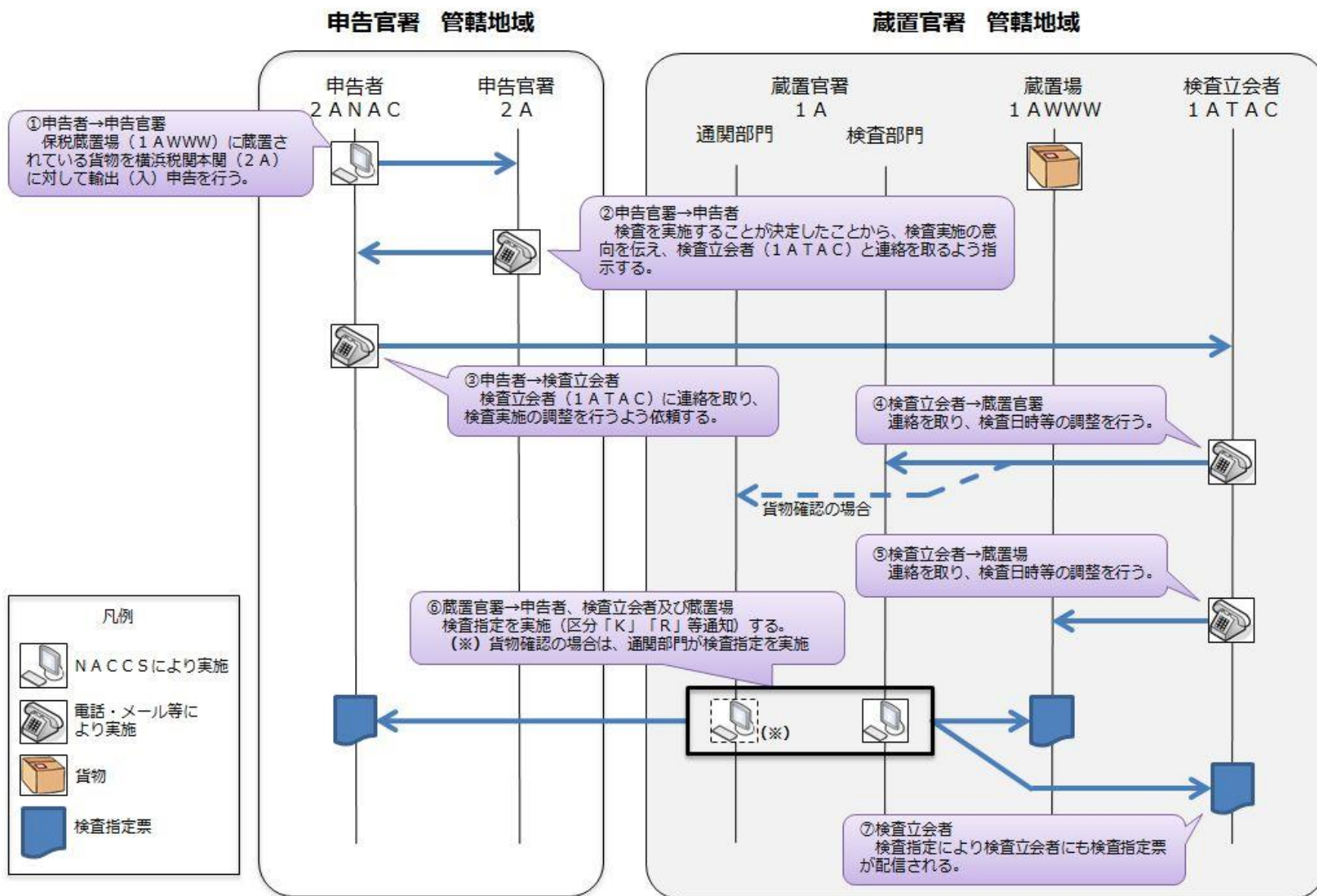
輸出入申告官署の自由化に伴い、輸出入申告における入出力項目に、次の3項目を追加する。

項番	入力／出力	項目名	概要
1	入力／出力	通知先（仮称） → <u>検査立会者</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。 → <u>非蔵置官署に申告する場合であって、検査することとなった際、申告者が検査立会いを委託する者の利用者コード（5桁）を入力する。</u></li><li><u>申告者が検査に立会う場合、入力は不要とする。</u></li><li><u>検査指定票は、申告者だけでなく、当該検査立会者にも配信される。</u></li></ul>
2	出力	蔵置税関	<ul style="list-style-type: none"><li>蔵置官署名が出力される。</li></ul>
3	出力	蔵置税関部門	<ul style="list-style-type: none"><li>蔵置官署の通関担当部門が出力される。</li></ul>

※ 太字・下線部分は、第17回WGにおける提示内容から変更された部分

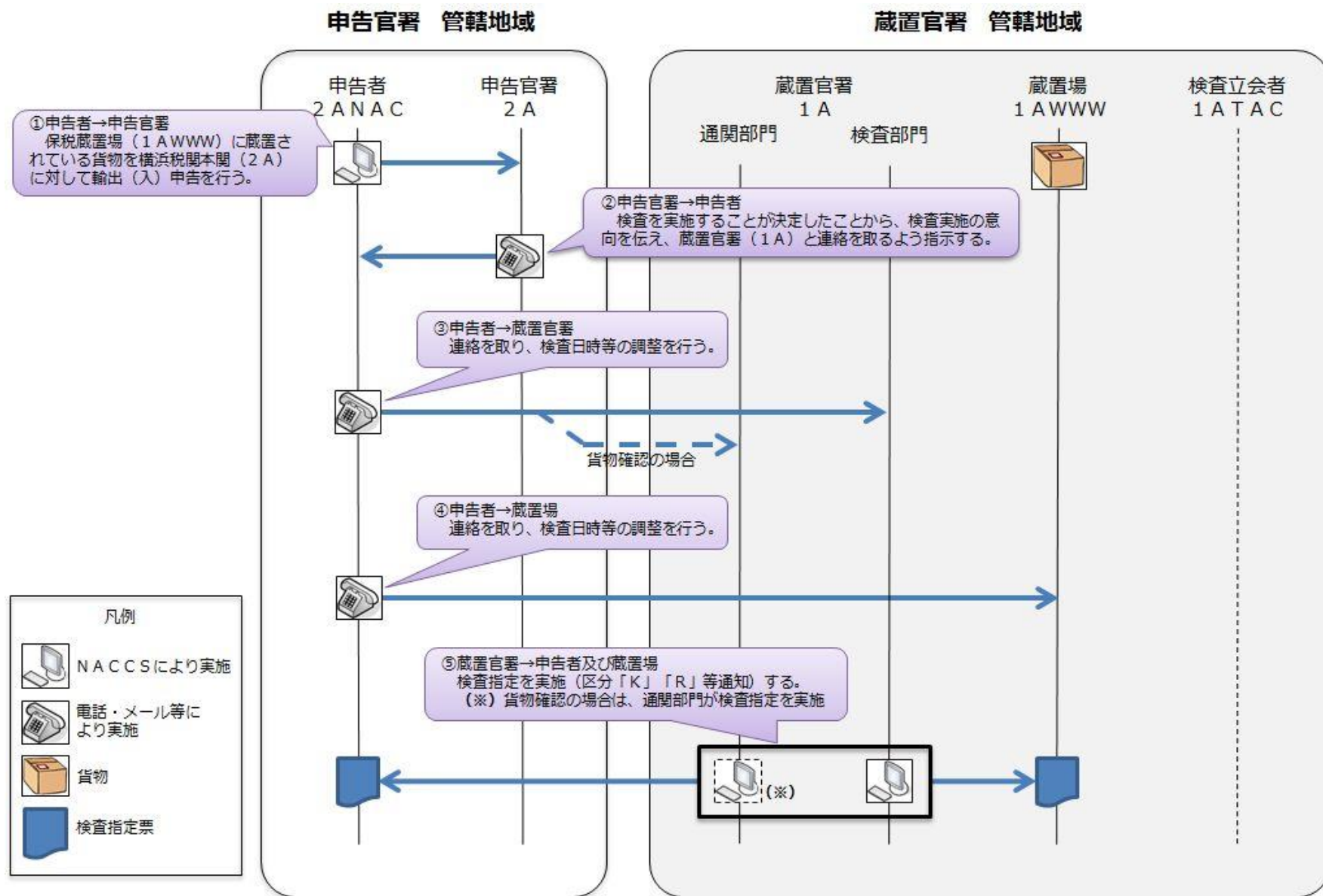
# 4 - ①. 検査指定までのフロー及び検査指定票の配信について①【新規提案】

## 検査立会者を利用する場合



# 4 - ②. 検査指定までのフロー及び検査指定票の配信について②【新規提案】

## 検査立会者を利用しない場合



## 5. 認定通関業者による申告官署選択制の取扱いについて【新規提案】

現在の「認定通関業者による申告官署選択制」では、検査扱い（貨物確認）となった場合、蔵置官署から申告官署へ貨物を運送し、申告官署において貨物確認を受けることが可能である。

輸出入申告官署の自由化開始後における運用については、次のとおりとする。

- 蔵置官署から申告官署へ運送し、申告官署において貨物確認を受ける運用については、輸出入申告官署の自由化開始後においても可能とする。
- 実現方法については、今後の検討とする。

【申告官署において貨物確認を受ける場合のイメージ図】

東京税関本関（1 A）管轄の蔵置場に蔵置している貨物を横浜税関本関（2 A）に対して輸出（入）申告を行い、横浜税関本関（2 A）において貨物確認を受ける場合

